

○内閣府令第十七号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う消費者庁関係内閣府令の整理に関する内閣府令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う消費者庁関係内閣府令の整理に関する内閣府令（特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行規則（昭和六十一年通商産業省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号及び第二号並びに第四条第三項第一号及び第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一（第三条関係）、様式第二（第三条関係）、様式第三（第三条関係）、様式第四（第三条関係）及び様式第八（第五条関係）中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(特定商品等の預託等取引契約に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令等の一部改正)

第二条 次に掲げる府令の様式中「~~ロキニ~~」を「~~ロキニ~~」に改める。

一 特定商品等の預託等取引契約に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令(昭和六十一年農林水産省・通商産業省・運輸省令第一号)別記様式

二 消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令(平成二十一年内閣府令第四十七号)(様式第一)及び様式第二(第四条関係)

三 消費者安全法の規定に基づく立入調査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令(平成二十一年内閣府令第五十六号)別記様式第一号、別記様式第二号、別記様式第三号及び別記様式第四号

四 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令(平成二十一年内閣府令第五十七号)様式第一号(第三条関係)及び様式第九号(第十八条関係)

五 不当景品類及び不当表示防止法施行規則(平成二十八年内閣府令第六号)様式第一(第九条関係)、

様式第二（第十条関係）、様式第三（第十二条関係）、様式第四（第十四条関係）、様式第五（第十五条関係）及び様式第七（第二十二条関係）

（日本農林規格等に関する法律の規定に基づく公聴会等に関する内閣府令の一部改正）

第三条 日本農林規格等に関する法律の規定に基づく公聴会等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式（第十条関係）中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（食品表示基準の一部改正）

第四条 食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）の一部を次のように改正する。

第八条第九号及び別表第三（第二条関係）中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附則第四条中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

（食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部改

正）

第五条 食品表示法第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成二十七年内閣府令第十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号（第二条関係）中「~~ロキハ糖油~~」を「~~ロキ糖油~~」に改め、別記様式第二号（第三条関係）中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（食品表示基準の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第二条 食品表示基準の一部を改正する内閣府令（平成二十九年内閣府令第四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

（健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第三条 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成三十一年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

（食品表示基準の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第四条 食品表示基準の一部を改正する内閣府令（平成三十一年内閣府令第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「平成三十五年四月一日」を「令和五年四月一日」に改める。